

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

建築指導課

【告示】

○ 人事行政の運営等の状況の公表
○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部解除
○ ふぐの調理等に関する講習の指定
○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止
○ 保安林の指定予定

人事課
環境管理課
生活衛生課
障害福祉課
長寿社会課
治山課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧
○ 種畜証明書の書換交付
○ 平成二十六年定期種畜検査に係る種畜証明書の交付

県民生活交通課
経営支援課
畜産課
"

目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

○ 土地改良区役員の新任及び就任届
○ 落札者等の決定
○ "
○ "
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
○ 政治団体の名称等の公表
○ 政治団体の代表者等の異動
○ 政治団体の解散
○ 資金管理団体の名称等の公表
○ 資金管理団体の届出事項の異動

耕地課
用度課
"
"
"
"
"
"
選挙管理委員会

◎岡山県規則第五十五号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十五年岡山県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（特例）

2 第六条第一号の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に法附則第三条第一項の耐震診断が完了した同項に規定する要緊急安全確認大規模建築物であつて、特別の事情があるものとして知事が認めるものに係る同項の規定による報告を行う場合には、同号に掲げる写しの添付を要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百九十号

岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岡山県条例第六号）
第六条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

人事行政の運営等の状況

岡 山 県

目 次

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況	1
2 職員の給与の状況	2
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	15
4 職員の休業の状況	16
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	19
6 職員のサービスの状況	19
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	20
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	23
9 その他	24
(別紙1) 特殊勤務手当の状況	25
(別紙2) 特別休暇の概要	35
(別紙3) 早期退職に係る募集実施要項	37

二 平成25年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	52
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	56
3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	59
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	59

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
福祉関係を を除く一般 行政部門	議 会	人 33	人 34	人 1	
	総 務	649	629	△20	新財務システム安定化終了，業務体制の見直し
	税 務	227	227		
	労 働	77	74	△3	事務の統廃合
	農 水	988	963	△25	事務の統廃合，業務体制の見直し
	商 工	176	170	△6	業務体制の見直し
	土 木	826	806	△20	事務の統廃合，公共事業の減少
	小 計	2,976	2,903	△73	
	福祉関係	民 生	337	335	△2
	衛 生	532	531	△1	事務の統廃合
	小 計	869	866	△3	
一 般 行 政 計		3,845	3,769	△76	
特別行政	教 育	15,182	15,193	11	倉敷まきび支援学校の新設
	警 察	3,949	3,972	23	深刻な少年非行への対応
	小 計	19,131	19,165	34	
公営企業等	病 院	0	0		
	下 水 道	2	1	△1	事務の統廃合
	そ の 他	124	122	△2	事務の統廃合
	小 計	126	123	△3	
合 計		23,102	23,057	△45	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり，地方公務員の身分を保有する休職者，派遣職員等を含み，臨時又は非常勤職員を除いている。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,946,083	686,493,368	1,503,090	214,175,024	31.2	30.6

(注) 人件費は、職員に支払われた給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金及び特別職に支払われた給与、報酬等の総額である。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	23,080	98,085,651	17,921,107	35,347,217	151,353,975	6,558	7,042

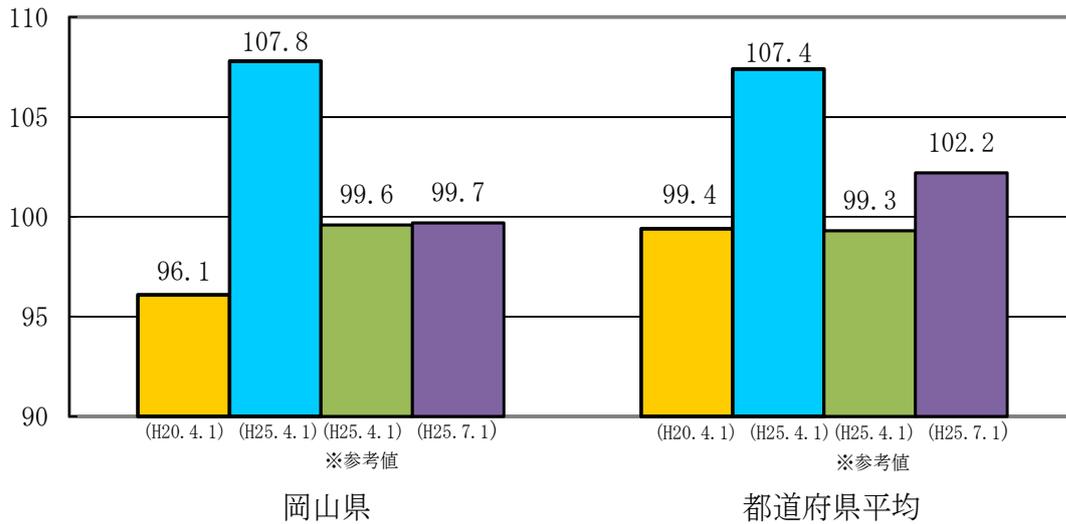
(注) 1 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 2 職員手当には、退職手当を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
減額措置の内容	
(給料)	
部長～主管課長級 (行政職7～9級相当職)	9.77%減額
課長～主任級 (行政職3～6級相当職)	7.65%減額
主事・技師級 (行政職1・2級相当職)	4.77%減額
<ラスパイレス指数>	
平成25年4月1日現在ラスパイレス指数(参考値)	107.8(99.6)
平成25年7月1日現在ラスパイレス指数	99.7
(手当)	
管理職手当	10%減額

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日の状況)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
- 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成25年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	43.1 歳	337,763 円	417,737 円	368,277 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
都道府県平均	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円

② 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.3 歳	397,031 円	442,859 円
都道府県平均	44.8 歳	382,925 円	442,634 円

③ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	44.0 歳	378,030 円	413,771 円
都道府県平均	43.7 歳	368,668 円	421,787 円

④ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	38.5 歳	322,255 円	450,641 円	346,023 円
国	41.2 歳	297,683 (316,257) 円	—	346,775 (367,489) 円
都道府県平均	39.0 歳	320,810 円	461,749 円	364,672 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また，「平均給与月額（国比較ベース）」は，比較のため，国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書は，給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(6) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	184,000	172,200
	高 校 卒	147,100	140,100
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	205,200	—
	高 校 卒	156,700	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	205,200	—
	高 校 卒	156,700	—
警 察 職	大 学 卒	206,300	200,000
	高 校 卒	173,500	161,500

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成25年4月1日現在)

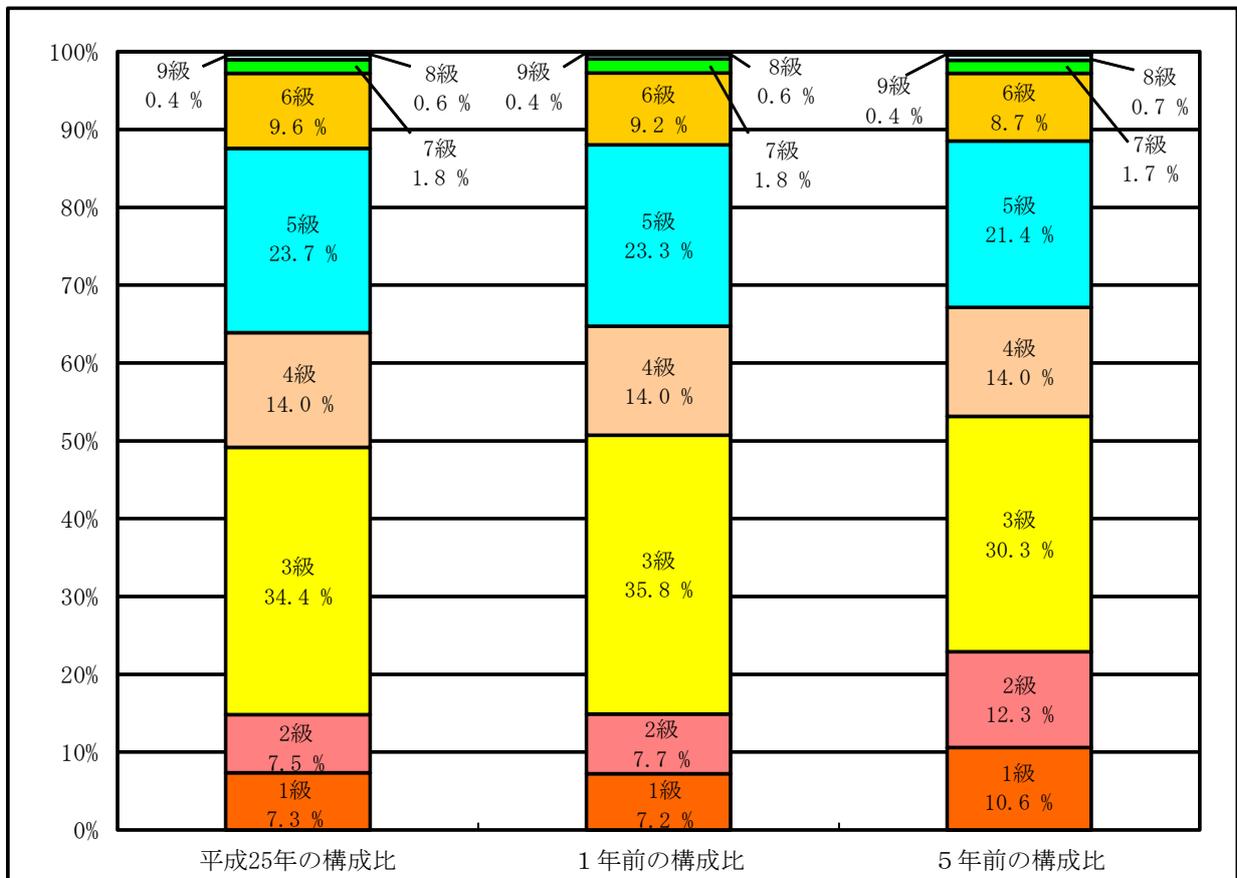
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	269,293	357,711	389,118	410,250
	高 校 卒	224,757	312,932	351,460	376,740
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	320,010	407,548	427,018	447,189
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	315,823	398,928	412,481	429,568
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	285,573	380,640	406,750	424,075
	高 校 卒	253,098	358,964	403,189	407,706

- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。
 2 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 3 高等学校教育職（高校卒）及び小・中学校教育職（高校卒）については該当職員なし。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
9級	部長	19	0.4	469,800	543,400
8級	次長・参与	32	0.6	416,100	483,600
7級	室長	91	1.8	369,300	461,500
6級	課長・参事	489	9.6	323,700	427,700
5級	副参事	1,200	23.7	292,300	405,600
4級	主幹	745	14.7	265,800	393,200
3級	主任	1,741	34.4	227,600	359,500
2級	主事	380	7.5	190,900	312,300
1級	主事	371	7.3	140,300	246,800

(注) 1 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績を昇給に反映させるため、「A」～「E」の5段階の昇給区分を設定し、人事評価結果等に基づき昇給号給数を決定している。

(10) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成26年4月1日現在）

民間のボーナスに相当する期末手当及び勤勉手当は、勤務成績、勤務期間に応じて年2回支給される。

岡 山 県	国												
1人当たり平均支給額（24年度） 1,491 千円	—												
(26年度支給割合) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.60 月分</td> <td style="text-align: center;">1.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（ 1.45 ）月分</td> <td style="text-align: center;">（ 0.65 ）月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	（ 1.45 ）月分	（ 0.65 ）月分	(26年度支給割合) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.60 月分</td> <td style="text-align: center;">1.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（ 1.45 ）月分</td> <td style="text-align: center;">（ 0.65 ）月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	（ 1.45 ）月分	（ 0.65 ）月分
期末手当	勤勉手当												
2.60 月分	1.35 月分												
（ 1.45 ）月分	（ 0.65 ）月分												
期末手当	勤勉手当												
2.60 月分	1.35 月分												
（ 1.45 ）月分	（ 0.65 ）月分												
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 10 ～ 25 %												

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

実績評価及び能力評価からなる人事評価制度を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事評価結果等に基づいて、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の成績区分を用いて、成績率を決定している。

② 退職手当（平成26年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職又は死亡したとき、当該職員又は遺族に支給される。

岡 山 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
(1人当たり平均支給額)			(1人当たり平均支給額)		
2,521 千円 27,508 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成25年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して定める地域に在勤する職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給される。

支給実績（24年度）		1,329,417 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（24年度決算）		142,549 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
	人	%	%
東京都特別区	18	18.0	18.0
大阪市	6	15.0	15.0
広島市	4	10.0	10.0
仙台市	1	6.0	6.0
岡山市	9,219	3.0	3.0
医師・歯科医師	25	15.0	15.0
平均支給率		3.1	3.1

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

④ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる職員に、その勤務の特殊性に応じて、日額又は月額で支給される。

支給実績（24年度）	1,104,155 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度）	146,226 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	33.3 %
手当の種類（手当数）	30

【手当の名称、主な支給対象職員等】

別紙1のとおり

⑤ 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して支給される。

支給実績（24年度）	4,210,430 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度）	182 千円
支給実績（23年度）	4,329,384 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度）	188 千円

⑥ その他の手当（平成26年4月1日）

[全任命権者共通]

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 月額 6,500円 職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 月額 11,000円 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子がいる場合には5,000円加算	同じ		2,815,797千円	254,386円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額（12,000円）を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	同じ		1,151,658千円	248,846円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職 月額410,900 ～306,000円以内 （採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様） ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,000円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 30,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	58,464千円	1,771,636円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円+ (運賃等相当額-64,000円) / 2 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 (自動車等) 月額 49,700円 (自転車) 月額 2,200円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 24,500円 	2,374,327千円	115,685円
単身赴任手当	<p>○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 23,000円～ 68,000円 	同じ		109,808千円	311,955円
特地勤務手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・級別区分 支給割合 3級地 12/100 2級地 8/100 1級地 4/100 	同じ		64,088千円	257,382円
宿日直手当	<p>○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の宿日直 4,200円 ・特別の宿日直 研修施設等における当直 5,900円 常直 21,000円 	同じ		597,166千円	256,625円
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職の職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回 4,000円～ 12,000円 	同じ		24,906千円	415,100円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した職員に支給 ・支給割合 25/100	同じ		219,562千円	156,161円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給割合 135/100	同じ		824,101千円	512,182円
管理職手当 【俸給の特別調整額】	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で定める職にある職員に支給 ・給料月額25/100以内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定する職にある職員に支給 俸給月額25/100以内 区分 支給額(円) 1種 117,500～139,300 2種 88,500～104,200 3種 72,700～82,200 4種 55,500～66,400 5種 46,300～51,900	1,335,069千円	616,091円
寒冷地手当	○基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		11,483千円	61,738円
農林漁業普及指導手当	○農林水産業の普及指導員(管理職手当の支給を受ける者を除く。)に支給 ・給料月額の4/100	—	—	35,647千円	180,036円
災害派遣手当	○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	—	—	0千円	

〔教育委員会〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
へき地手当	<p>○交通条件及び自然的経済的文化的諸条件に恵まれない山間地，離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場を含む。）に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・級別区分 支給割合 5級地 25/100 4級地 20/100 3級地 16/100 2級地 12/100 1級地 8/100 準へき地 4/100 へき地手当に準ずる手当 4/100 	—	—	169,307千円	500,908円
義務教育等教員特別手当	<p>○小学校，中学校，高等学校，中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 8,000円以内 	—	—	1,012,545千円	73,103円
定時制通信教育手当	<p>○定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長，副校長，教頭及び教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制 月額19,000円（管理職手当の支給を受ける者は月額15,000円） ・通信制 月額 9,500円（管理職手当の支給を受ける者は月額7,500円） 	—	—	44,566千円	295,139円
産業教育手当	<p>○農業又は工業課程を置く高等学校において，実習を伴う当該科目を主として担任する者に対して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 19,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は月額11,500円） 	—	—	100,370千円	286,771円

(11) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,032,000 円 (1,290,000 円)
	副 知 事	918,000 円 (1,020,000 円)
議 員 報 酬	議 長	950,000 円 (1,000,000 円)
	副 議 長	855,000 円 (900,000 円)
	議 員	798,000 円 (840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成26年度支給割合)
	副 知 事	2.95 月分
退 職 手 当	議 長	(平成26年度支給割合)
	副 議 長	2.95 月分
	議 員	
地 域 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	129万円×在職月数×0.59 36,532,800 円 任期ごと 102万円×在職月数×0.42 20,563,200 円 任期ごと
地 域 手 当	知 事	給料の3%
	副 知 事	

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、平成26年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※特別職等の給与削減の状況

①知事等の特別職等（平成26年度）

職 名	給料の削減率
	%
知 事	20
副 知 事	10
公 営 企 業 管 理 者	5
常 勤 監 査 委 員	5
教 育 長	5

②議長、副議長、議員（平成26年度）

職 名	議員報酬の削減率
	%
議 長 , 副 議 長 , 議 員	5

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

①一般的な職員の勤務時間の状況

週の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
時間 分 38 45	8:30	17:15	12:00~13:00

②研究職員等の勤務時間の基準の特例（いわゆるフレックスタイム制度）の実施状況

対象事業所	実施事業所	実施事業所の名称	対象職員数	実際に利用している職員数
箇所 9	箇所 7	環境保健センター 工業技術センター 農林水産総合センター（農業研究所） 農林水産総合センター（生物科学研究所） 農林水産総合センター（畜産研究所） 農林水産総合センター（森林研究所） 農林水産総合センター（水産研究所）	人 180	人 38

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成25年）

平均使用日数	11.9 日
--------	--------

(3) 介護休暇の利用状況（平成25年度）

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							
		配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉 妹	孫	その他
男性職員	2 人	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性職員	9 人	1 人	3 人	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	11 人	1 人	4 人	6 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	2 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性職員	9 人	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人	7 人
計	11 人	2 人	0 人	1 人	1 人	0 人	7 人

(4) 特別休暇の概要

別紙2のとおり

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の利用状況

①育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人，%)

	平成25年度の取得者数			平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数	育児休業等 対象者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務者数
男性職員	2	1		438			1 (0.2)
女性職員	381	7	31	293	281 (95.9)		12 (4.1)
	387	10	40				
計	383	7	31	731	281		13
	387	11	40		(38.4)		(1.8)

- (注) 1 「平成25年度の取得者数」欄の上段は平成25年度の新規取得者の、下段は前年度以前から引き続いている者の数である。
 2 「平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 うち育児休業取得者数」欄の()内の数字は取得率を示す。
 3 平成25年度に育児休業を新規に取得した者の数の中には、平成24年度中に育児休業が取得可能となって平成25年度に新規に育児休業を取得した者も含まれる。

②育児休業承認期間（平成25年度中に新たに育児休業を取得した職員について）

区分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	2人	1人	1人				
女性職員	281	5	55	78	57	37	49
計	283	6	56	78	57	37	49

③部分休業承認期間（平成25年度中に新たに部分休業を取得した職員について）

区分	部分休業 取得者数	部 分 休 業 承 認 期 間				
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下
男性職員						
女性職員	7	7				
計	7	7				

(2) 自己啓発等休業の利用状況

①自己啓発等休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	1	1	
女性職員	3	2	1
	2	1	1
計	3	2	1
	3	2	1

(注) 「取得者数」欄の上段は平成25年度に新たに取得した者の、下段は自己啓発等休業の期間が前年度以前から引き続けている者の数である。

② 自己啓発等休業取得状況 (平成25年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の大学 院・大学	その他	JICA 等	姉妹都市 等	その他
男性職員	人	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	3	1	1			1		
計	3	1	1			1		

③ 自己啓発等承認期間 (平成25年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	自己啓発等休業承認期間		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	人	人	人	人
女性職員	3	1	1	1
計	3	1	1	1

(3) 修学部分休業の利用状況

① 修学部分休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数
男性職員
女性職員
計	0 0

(注) 「取得者数」欄の上段は平成25年度に新たに取得した者の、下段は修学部分休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

② 修学部分休業取得状況 (平成25年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等 専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	人 0	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 1週間の取得時間 (平均) (平成25年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	1週間の取得時間 (平均)			
		5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下
男性職員	人 0	人	人	人	人
女性職員	0				
計	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

（1）分限処分者数

降任	免職	休職	降給	合計	失職
人 1	人	人 287	人	人 288	人

（注）分限処分とは、心身の故障の場合など職員がその職責を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分である。

（2）懲戒処分者数

戒告	減給	停職	免職	合計
人 5	人 10	人 8	人 4	人 27

（注）懲戒処分とは、職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分である。

6 職員のサービスの状況（平成25年度）

（1）岡山県職員倫理条例第4条に基づく「職員の職務に関する倫理の保持に関する状況」

①倫理の保持に関する状況

夜間における利害関係者との飲食の届出	84件
利害関係者とのゴルフ、自己負担なしの飲食等の許可	9
5,000円を超える贈与又は報酬の支払	5
岡山県職員倫理条例（平成12年岡山県条例第6号）違反による懲戒処分	0

②倫理の保持に関して講じた主な施策

<ul style="list-style-type: none"> ・各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。 ・職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。 ・不祥事件の再発防止に向け、「服務規律アドバイザー」を任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀粛正を図ったこと。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(平成25年度)

①知事部局

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
新規採用職員研修	新規採用職員	71人	11日	県職員として必要な知識や態度、仕事の進め方などを学ぶ研修
主任級研修	主任級に昇任した職員	92	1	県職員として知っておくべき内容を補充・再確認するとともに、昇任した職制に求められる職務行動を理解し、新たな気持ちで業務に取り組む出発点となるような意識の刷新を図る研修
主幹級研修	主幹級に昇任した職員	201	1	
課長級研修	課長級に昇任した職員	118	0.5	
班長研修	新任班長	103	1	班内のマネジメント、班員の士気高揚・育成に必要なスキルを習得し、意識の刷新を図る研修
所属マネジメント研修	新任所属長等	66	1	統率力を持って所属のマネジメントや部下の育成を行う手法を学ぶ研修

②教育委員会

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
初任者研修講座	新任教員	286人	20日	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる研修
2年目研修	教職経験2年目の教員	305	3	教職経験2年目の教員としての使命と責任を自覚させ、学級(ホームルーム)担任、教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
5年経験者研修講座	教職経験6年目の教員	140	2	教職経験6年目の教員としての使命と責任を自覚させ、学級(ホームルーム)担任、教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
10年経験者研修講座	教職経験11年目の教員	113	10	個々の能力、適性等に応じて教科指導、生徒指導等に関する指導力、教育課題に適切に対応する力その他の資質を向上させる研修
15年経験者研修講座	教職経験16年目の教員	127	2	個々の能力、適性等に応じて、学校の中堅として若手教員の範となりながら、自己の課題解決や意識改革に取り組むとともに、学校経営に積極的に参画できる力、その他の資質を向上させる研修
新任副校長教頭研修講座	新任公立学校副校長教頭	98	3	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修
副校長教頭研修講座	公立学校副校長教頭	518	2	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
新任校長研修講座	新任公立学校長	69	1	学校組織マネジメント，人事管理，リスクマネジメント，教育指導上の課題について研修し，新任校長としての資質の向上を図る研修
校長研修講座	公立学校長	423	3(小中) 4(高特)	学校組織マネジメント，人事管理，リスクマネジメント，教育指導上の課題について研修し，校長としての資質の向上を図る研修
総合的ミドルリーダー研修講座	10年経験者研修を修了した45歳以下の教諭	22	10	岡山県の教育をリードし，各学校の中核となる総合的ミドルリーダーを育成する研修

③警察本部

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
初任科（短期課程）	新規採用された巡査（大学卒）	82 ^人	180日	新たに採用された巡査に対する基礎的教養訓練
初任科（短期課程）	新規採用された巡査（大学卒）	24	177	新たに採用された巡査に対する基礎的教養訓練
初任科（長期課程）	新規採用された巡査（大学卒以外）	36	306	新たに採用された巡査に対する基礎的教養訓練
警部補任用科	昇任後間もない警部補及び昇任予定の巡査部長	27	12	中級幹部として必要な知識及び技能の向上を図る教養
巡査部長任用科	昇任後間もない巡査部長及び昇任予定の巡査長	9	12	初級幹部として必要な知識及び技能の向上を図る教養
一般職員初任科	新規採用された一般職員	12	26	新たに採用された一般職員に対する基礎的教養
専科（39課程）	各部門に該当する職員及び希望する職員	692	3～39	各部門の専門的かつ高度な知識及び技能を習得させる教養訓練

(2) 勤務成績の評定の状況

①知事部局

実施時期	10月及び3月	実施人数	3,952人
評価方法	岡山県職員人事評価規程（平成24年岡山県訓令第2号）に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（再任用職員，臨時的任用職員，非常勤職員等を除く。）について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。		

②教育委員会

実施時期	10月及び3月	実施人数	783人
評価方法	岡山県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員並びに県立学校に勤務する事務関係職員について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。		

実施時期	2月	実施人数	13,879人
評価方法	県立学校に勤務する教職員（事務関係職員を除く。）及び市町村（組合）立学校に勤務する県費負担教職員について、「勤務評価」を実施している。		

③警察本部

実施時期	12月末	実施人数	3,949人
評価方法	業務の達成度等の実績面と、責任感や企画立案力等の能力面について職員が自己評価を行い、第1次・第2次評価者がそれぞれの項目を評価する。 その上で所属長が第1次・第2次評価者の各評価を確認・調整し、最終評価（7段階）を行っている。 （幹部には、他に人事・業務管理能力，指揮・指導能力等の評価も実施している。）		

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（平成25年度）

対象者数	受診者数	有所見者数
人 12,540	人 12,479	人 4,673

(2) 安全衛生管理体制の整備状況

(平成26年3月31日現在)

総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者		
選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率
箇所	箇所	%	箇所	箇所	%	箇所	箇所	%
1	1	100.0	10	10	100.0	121	121	100.0

安全衛生推進者等			産業医			安全委員会		
選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	選任を要する事業所	選任している事業所	選任事業所率	設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
箇所	箇所	%	箇所	箇所	%	箇所	箇所	%
53	53	100.0	121	121	100.0	9	9	100.0

衛生委員会		
設置を要する事業所	設置している事業所	設置事業所率
箇所	箇所	%
121	121	100.0

(3) 福利厚生

①知事部局

(決算額は平成25年度)

事業名	事業の概要・目的	決算額
健康相談・健康教育（メンタルを除く。）	職員が健康づくりに関心を持ち、保持増進できるように、健康教育の実施や健康に関する相談ができる体制を整備する。	千円 2,958
健康診断	職員に対して、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定されている健康診断や生活習慣病健康診断を実施し、異常の早期発見に努める。	54,178
事後指導	健康診断結果に基づき、職員の健康管理について専門的な立場から指導助言を実施する。	720
メンタルヘルス対策	職員が心の健康について知識を深めるとともに、早期に相談できる体制づくりや復職に当たっての支援を行う。	1,182
職場環境管理	職員が快適な職場環境で業務ができるように、受動喫煙防止対策の推進や作業環境測定等を実施する。	2,209
安全衛生管理	職場での安全衛生対策を推進するため、産業医を設置し、安全衛生委員会や安全衛生管理推進会議を開催するとともに、衛生管理者の育成、研修会等を実施する。	1,402
福利厚生施設管理	職員の福利厚生のために供するため設置している職員会館や職員寮等の施設及び設備の維持管理を行う。	531

②教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額
健康診断	各種法定健康診断等を行うことにより、教職員の体の健康状態をチェックし、疾病の早期発見や予防に努める。	千円 81,479
メンタルヘルス対策	教職員の心の健康の保持増進を図るため、管理職及び一般教職員を対象とした研修会や保健師による健康相談窓口の設置等各種相談窓口の整備を行う。また、退職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るための復職支援システムの運用を行う。	4,631
安全衛生管理	教職員の安全や健康の保持増進を図るため、衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置、研修等を行う。 また、公務災害の防止や快適な職場環境の形成を促進する。	372
教職員住宅管理	教職員の福祉増進を目的として設置している教職員住宅の維持管理を行う。	17,000

③警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額
安全衛生管理	職員が職場において、安全で健康に働けるようにするため、健康管理委員会を開催し、衛生管理者・衛生推進者、産業医を配置する。 また、全所属の衛生管理者・衛生推進者を対象とし、衛生管理に関する知識の向上のため研修会を開催する。	千円 7,902
健康相談・指導	職員の疾病を予防し、健康の保持増進ができるよう、健康相談・健康教育及び保健指導を実施する。	82
ライフサイクルプラン事業	職員が現役時から将来を見据えた家庭経済等のライフサイクルプランを適切に立てることができるよう、指導助言のための研修会を開催する。	257
健康診断	職員に対して、法定健康診断及び行政指導による健康診断並びに疾病の予防と早期発見に努めるため県警察独自の決定に基づく健康診断を実施する。	66,665
生活相談	職員が私生活上で発生した法律問題、精神疾患の予防及びり患後に、適切なアドバイスが受けられるよう、専門生活相談員及び部外生活相談員（臨床心理士）を委嘱するとともに、各所属に所属生活相談員を設置する。 また、所属生活相談員を対象とし、メンタルヘルス等の専門部外講師の講演等による研修会を開催する。	1,753
メンタルヘルス対策	管理監督者が、メンタルヘルスについて正しく理解し、適切な対処法等を身につけるための研修会を実施する。 また、休業者の円滑な職場復帰と再発防止を目的として、メンタル疾患で休業中の職員のうち希望する者に対し、職務復帰訓練を実施する。	63

9 その他

(1) 早期退職の募集

①認定を受けた応募者の数

294人

②募集実施要項

別紙3のとおり

別紙 1

[知事部局（教育委員会，警察本部共通分を含む。）]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線技術従事職員の特務手当		レントゲン，放射性同位元素又は人事委員会規則で定めるものを使用して，有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病防疫作業従事職員の特務手当		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるもののまん延を防止するために行う家畜のと殺，家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	日額 380円
		伝染病（人事委員会規則で定めるものに限る。）が発生し，又は発生するおそれがある場合において，伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護，伝染病にかかり，若しくはかかっている疑いのある家畜の飼育又は伝染病の病原体に汚染され，若しくは汚染された疑いのある物件の処理の作業	日額 290円
衛生検査作業従事職員の特務手当	保健所に勤務する職員	細菌，血液，原虫若しくは寄生虫の検査又は病理若しくは臨床医学の検査の作業	日額 350円
公害業務従事職員の特務手当	人事委員会規則で定める公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号），水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号），岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）その他人事委員会規則で定める法令の規定に基づいて現地において行う立入検査又は調査の作業	日額 230円
特殊現場作業従事職員の特務手当	次の各号に掲げる作業に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督，調査，検査等の作業	日額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合）	日額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾，河川等におけるこれに類する工事において，水面下4メートル以上の深所で行う監督，調査，検査等の作業	日額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督，調査，検査等の作業	日額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督，調査，検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパスカルまでのとき。）	1時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまでのとき。）	1時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超えるとき。）	1時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理その他の人事委員会規則で定める作業	日額 320円
滑走路において行う保守点検作業で人事委員会規則で定めるもの	日額 290円		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償 その他人事委員会規則で定める折衝の業務	日額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合）	日額 975円
火薬類等取締業務従事職員の特殊勤務手当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立入検査その他人事委員会規則で定める検査等	日額 250円
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する職員（医師である職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は指導の業務	日額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移送の業務	日額 290円
保健指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の業務（保健所外において行う保健指導の業務に限る。）	日額 290円
消防教育訓練従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓練のうち人事委員会規則で定めるもの	日額 420円
家畜取扱作業従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター畜産研究所及び家畜保健衛生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
	農林水産総合センター畜産研究所に勤務する職員	家畜ふん尿の処理の作業	日額 380円
し尿処理施設等検査業務従事職員の特殊勤務手当	環境文化部又は県民局に勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設その他人事委員会規則で定める施設の立入検査等の業務	日額 350円
有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委員会規則で定めるものに限る。）	日額 290円
漁業等取締業務従事職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業務	日額 500円
けい船料徴収業務従事職員の特殊勤務手当	備前県民局又は備中県民局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	日額 230円
潜水作業従事職員の特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事（20メートルまでのとき。）	1時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルまでのとき。）	1時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルを超えるとき。）	1時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 2,250円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
除雪作業従事職員の特殊勤務手当		除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業（午後5時から翌日の午前6時までの間において行う作業）	日額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下において行う作業）	日額 450円
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他人事委員会規則で定める公共施設において行う巡回監視の作業	日額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	日額 40,000円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（故障設備等現場確認）	日額 20,000円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（免震重要棟外）	日額 13,300円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（免震重要棟内）	日額 3,300円
		警戒区域での作業（屋外で4時間以上）	日額 6,600円
		警戒区域での作業（屋外で4時間未満）	日額 3,960円
		警戒区域での作業（屋内）	日額 1,330円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	日額 6,600円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間未満）	日額 3,960円
		帰還困難区域での作業（屋内）	日額 1,330円
		計画的避難区域での作業（屋外で4時間以上）	日額 5,000円
		計画的避難区域での作業（屋外で4時間未満）	日額 3,000円
		計画的避難区域での作業（屋内）	日額 1,000円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	日額 3,300円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間未満）	日額 1,980円
		居住制限区域での作業（屋内）	日額 660円
消防防災航空センターに勤務する職員		航空機に搭乗して行う業務で次のいずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務その他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うための教育訓練の業務	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100kmを超える救助活動、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）における業務、飛行中の航空機からの降下を伴う救助活動の場合）	1時間 2,470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉施設勤務職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設成徳学校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	日額 450円
	福祉相談センターに勤務する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う相談の業務	日額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並びに総務課に勤務するもの）	日額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入所しているものに直接接して行う生活指導又は職業指導の業務	日額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保護更生又は相談の業務	日額 380円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うものとして人事委員会規則で定めるもの	月額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の職員（県民局健康福祉部に勤務する職員に限る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又は更生の措置を要する者等と面接して行う保護等の必要性の有無等の調査、生活指導等の業務	日額 560円
	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司、児童相談所に勤務する児童福祉司及び知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導の業務	日額 560円
	児童相談所に勤務する職員（上記に掲げる職員を除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	日額 560円
	〃（人事委員会規則で定める職員）		日額 430円
	家畜保健衛生所勤務職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に直接接して行うもの。獣医学的技術を必要とする家畜の病性の検査又は鑑定の業務
専門教育従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター農業大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする授業を専ら担当するもの	月額 29,000円
食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当	県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員	管理その他の業務	月額 28,000円
		〃（事務職員）	月額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務する職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するもの	月額 28,000円
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）	月額 18,200円
	県民局に勤務する職員のうち上記に掲げる職員以外の職員	納税義務者等に直接接して行う県税の賦課徴収の業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）	日額 1,020円
	総務部税務課に勤務する職員	県税に係る特別の徴収義務に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規則で定める業務	日額 550円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師及び歯科医師である職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員		月額 35,000円
狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定による犬の捕獲又は処分の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の職員	犬の捕獲等の作業	日額 560円

(注) 手当の名称、主な支給対象職員等については平成26年4月1日現在

[教育委員会]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教育職員の特殊勤務手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		月額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	授業時間における 1時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	1時間 950円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	日額 6,400円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	日額 12,800円
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	日額 6,000円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	日額 6,000円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務で人事委員会が定める場合）	日額 3,000円
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額 3,400円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	日額 3,400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日，休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日額 2,400円
		〃（人事委員会が定める場合）	日額 1,200円
		入学試験における受験生の監督，採点又は合否判定の業務で週休日，休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日額 900円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち，小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校，中学校，高等学校，中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭のうち，学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	日額 200円

(注) 手当の名称，主な支給対象職員等については平成26年4月1日現在

[警察本部]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
警察職員の特殊勤務手当	交替制・毎日勤務員及び駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの（作業時間が5時間以上するとき）	1回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満するとき）	1回 730円
		〃（作業時間が2時間未満するとき）	1回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	1回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員会規則で定めるもの）	1回 3,200円
	指定警衛・警護員である警察官	警衛又は警護の作業	日額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	日額 1,150円
	舟艇担当技術職員及び従事した警察官	警備船による警備の作業	日額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	日額 220円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）において行う作業又は高速道路で行う作業）	日額 840円
		交通捜査の作業（夜間に高速道路で行う作業）	日額 1,260円
		交通捜査の作業（上記以外の作業）	日額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者に接して行う取調べ等の作業	日額 290円
	爆発物処理要員	爆発物処理要員が行う爆発物又は爆発物の疑いのある物件の処理の作業	1件 5,200円
		特殊危険物質（人事委員会規則で定める物質をいう。）に係る作業（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理の作業で人事委員会規則で定めるもの）	日額 4,600円
	〃（特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業）	日額 450円	
	豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	日額 1,680円	
	〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 2,520円	
	東日本大震災に対処するため上記作業に引き続き5日以上従事したとき	日額 3,360円	
	〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 5,040円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	警察本部交通部又は警察署交通部に勤務する職員	交通整理の業務	日額 310円
		〃（当該業務が高速道路で行われた場合）	日額 460円
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	日額 560円
	鑑識課，科学捜査研究所，交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	日額 280円
		〃（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合）	日額 560円
		警らの業務	日額 340円
	機動警ら隊，交通機動隊，高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務（当該業務が自動二輪車及び高速自動車道における自動車の運転の場合）	日額 560円
		〃（上記以外の自動車の運転の業務）	日額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	日額 430円
	少年補導員	少年補導員が行う青少年補導の業務	日額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件，事故等処理するため，正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて，午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査，被疑者逮捕，交通取締り，交通整理，犯罪鑑識又は爆発物処理の業務（犯罪の捜査及び交通取締りにあつては，直接補助する場合を含む。）	1回 1,240円
		〃（当該業務に従事した時間が3時間未満のとき）	1回 620円
	操縦士	航空機に搭乗して行う業務（操縦）	1時間 5,100円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う業務（整備）	1時間 2,200円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,860円
		航空機に搭乗して行う次の業務（捜索，救助，犯罪の捜査，警備，交通の取締りその他の警察の活動）	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	日額 1,640円
		〃（前記に付随して行われる固定配置の場合）	日額 1,100円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	日額 1,100円
		〃（前記に付随して行われる固定配置の場合）	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の業務）	日額 820円
	少年相談専門員	少年相談専門員が青少年に直接接して行う心理判定、相談又は指導の業務	日額 560円

(注) 手当の名称、主な支給対象職員等については平成26年4月1日現在

別紙 2

特別休暇 [知事部局 (教育委員会, 警察本部共通)]

平成26年4月1日現在

特別休暇の内容	取得可能日数 (時間)
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める日又は時間
裁判員, 証人, 鑑定人, 参考人等として国会, 裁判所等へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供 (ドナー休暇)	必要と認める日又は時間
ボランティア	暦年で5日以内で必要と認める日又は時間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断	必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害による交通遮断	必要と認める日又は時間
交通機関の事故等不可抗力	必要と認める日又は時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失, 破壊	1週間以内で必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害により職員の現住居の滅失, 破壊, 交通遮断及び身体の危険の予想される場合	必要と認める日又は時間
出産 (産前産後)	分娩予定日前8週間目 (多胎妊娠の場合14週間目) から, 分娩日後8週間目までの期間で必要と認める期間
妊娠中・出産後の保健指導等を受ける場合	1日1回, 勤務時間の範囲内で必要と認める時間 産前の場合 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週~35週まで 2週間に1回 妊娠36週~出産まで 1週間に1回 産後 (1年以内) の場合 その間に1回
妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて, 1日につき1時間を超えない範囲内で, 必要と認める時間
妊娠障害	妊娠の期間において14日以内の日又は時間
生理	2日以内でその都度必要と認める日又は時間

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）																								
不妊・不育治療	暦年で5日以内で必要と認める日又は時間																								
育児時間	1歳未満 1日2回以内1回60分以内 1歳以上3歳未満 1日2回以内1回30分以内																								
子育て・介護（家族休暇）	子（中学校卒業まで）の看護，子が在籍する学校の行事等への出席，配偶者，父母等の介護の場合 暦年で5日以内（子が2人以上いる場合は暦年で6日以内（小学校低学年までの子が2人以上いる場合は暦年で10日以内））で必要と認める日又は時間 配偶者の分娩の場合 産前8週産後8週の期間に8日以内で必要と認める日又は時間																								
結婚	結婚の日からおおむね1年以内で，8日以内で必要と認める日又は時間																								
忌引	次の範囲内で必要と認める日又は時間 <table border="1" data-bbox="778 1003 1401 1384"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 1003 1225 1077">死亡した者</th> <th data-bbox="1225 1003 1313 1077">血族</th> <th data-bbox="1313 1003 1401 1077">姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 1077 1225 1133">配偶者</td> <td data-bbox="1225 1077 1313 1133">10日</td> <td data-bbox="1313 1077 1401 1133">10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1133 1225 1167">1親等の直系尊属（父母）</td> <td data-bbox="1225 1133 1313 1167">7日</td> <td data-bbox="1313 1133 1401 1167">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1167 1225 1200">1親等の直系卑属（子）</td> <td data-bbox="1225 1167 1313 1200">5日</td> <td data-bbox="1313 1167 1401 1200">1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1200 1225 1234">2親等の直系尊属（祖父母）</td> <td data-bbox="1225 1200 1313 1234">3日</td> <td data-bbox="1313 1200 1401 1234">1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1234 1225 1267">2親等の直系卑属（孫）</td> <td data-bbox="1225 1234 1313 1267">1日</td> <td data-bbox="1313 1234 1401 1267">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1267 1225 1301">2親等の傍系者（兄弟姉妹）</td> <td data-bbox="1225 1267 1313 1301">3日</td> <td data-bbox="1313 1267 1401 1301">1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1301 1225 1335">3親等の傍系尊属（伯叔父母）</td> <td data-bbox="1225 1301 1313 1335">1日</td> <td data-bbox="1313 1301 1401 1335">1日</td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者	血族	姻族	配偶者	10日	10日	1親等の直系尊属（父母）	7日	7日	1親等の直系卑属（子）	5日	1日	2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日	2親等の直系卑属（孫）	1日	—	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日
死亡した者	血族	姻族																							
配偶者	10日	10日																							
1親等の直系尊属（父母）	7日	7日																							
1親等の直系卑属（子）	5日	1日																							
2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日																							
2親等の直系卑属（孫）	1日	—																							
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日																							
3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日																							
父母，配偶者及び子の祭日	慣習上必要と認める日又は時間																								
夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	7月1日から10月31日までの期間内において，週休日及び休日を除いて原則として連続する6日以内の日																								
心身の健康の維持及び増進	満30，40及び50歳の職員について，誕生日から1年間で週休日及び休日を除いて原則として連続する3日以内の日（分割取得可）																								
永年勤続表彰	永年勤続表彰を受けた日から1年間で4日以内の日																								
公務外で国体，全国障害者スポーツ大会への選手，監督，コーチとしての参加	最小限度必要と認める日又は時間																								
通信教育の面接授業への参加	最小限度必要と認める日又は時間																								

平成25年度早期退職に係る募集実施要項

平成25年10月10日

(改正) 平成25年12月26日

1 募集の目的

本県の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

5の退職すべき期日において勤続1年以上かつ45歳以上（医師及び歯科医師については、50歳以上の職員）の職員（注1参照）

3 募集人数

120人

4 募集期間

平成25年11月1日（金）午前10時から

平成26年2月28日（金）午後5時まで

5 退職すべき期日

平成26年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

①応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書について、主管課長を経由して総務部人事課長に提出する。

②認定又は不認定の通知書の交付

知事は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。（平成26年1月中旬に通知する予定）

③応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）を①の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

総務部人事課 担当：人事班

e-mail：jinji@pref.okayama.lg.jp

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 平成26年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県知事 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 平成26年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき期日	平成 年 月 日
---------	----------

(注) 「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県知事 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな 氏 名		所属	
		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

(注) 「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式 3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

.....印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年岡山県条例第 8 号）第 8 条の 2 第 1 4 項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることにご同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

平成25年度早期退職に係る募集実施要項

平成25年10月23日

改正 平成25年12月27日

1 趣旨

この募集実施要項は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集の対象

岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る県教育委員会事務局、教育機関及び公立学校（岡山市立学校を除く。）の職員並びに県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員のうち、5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上のもの（注1参照）

3 募集人数

250人

4 募集期間

平成25年11月 1日（金） 午前10時から

平成26年 1月31日（金） 午後 5時まで

5 退職すべき期日

平成26年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要な事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該応募申請書について、次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより提出する。

ア 県教育委員会事務局及び教育機関の職員並びに県立学校の事務関係職員

4の募集期間内に岡山県教育庁教育政策課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出する。

イ 県立学校の教職員（事務関係職員を除く。）

4の募集期間内に岡山県教育庁教職員課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出

する。

ウ 市町村（組合）立学校（岡山市立学校を除く。）の県費負担教職員別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教職員課長に提出する。

エ 県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教育政策課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

県教育委員会は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。
（平成26年1月中旬から2月上旬までの間に通知する予定）

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）を(1)の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

(1) 6(1)ア及びエに規定する職員関係

岡山県教育庁教育政策課 担当：人事班

e-mail : kyoiku-jinji@pref.okayama.lg.jp

(2) 6(1)イ及びウに規定する教職員関係

岡山県教育庁教職員課 担当：義務教育人事班

e-mail : gimujinji@pref.okayama.lg.jp

担当：高校教育人事班

e-mail : koukoujinji@pref.okayama.lg.jp

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

② 平成26年3月31日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県教育委員会 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者 _____ 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 平成26年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき期日	平成 年 月 日
---------	----------

(注) 「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県教育委員会 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな 氏 名		所属	
		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

(注) 「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県教育委員会 殿

所属名 _____
氏 名 _____ 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げること同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

(注)「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

平成25年度早期退職に係る募集実施要項

平成25年11月7日

1 募集の目的

今般、組織の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

平成26年3月31日現在において、勤続11年以上かつ45歳以上の職員（注1参照）

3 募集人数

40人

4 募集期間

平成25年11月11日（月） 午前10時から

平成25年12月27日（金） 午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

5 退職すべき期日

平成26年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）」に必要事項を記入の上、募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書を警務部警務課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

警察本部長は、募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する（平成26年1月下旬に通知する予定）。

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

警務課人事第一係

担 当 松永補佐（警電：2630）、中尾補佐（警電：2631）

（注1）次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 平成26年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 平成25年11月11日（募集開始日）において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに平成25年11月11日から平成25年12月27日まで（募集期間中）に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

（注2）応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県警察本部長 殿

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 平成26年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき期日	平成 年 月 日
---------	----------

(注) 「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※ 警務課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県警察本部長 殿

取下げ年月日 平成 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな 氏 名		所属	
		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	平成 年 月 日
退職すべき期日	平成 年 月 日

(注)「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※警務課記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

平成 年 月 日

岡山県警察本部長 殿

-----印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げること同意します。

既に通知された退職すべき期日	平成 年 月 日
認定年月日	平成 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

二 平成25年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の受験者及び合格者の状況

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
県職員 A		人 (98)	人 (14)	人 (13)	人 (7)	倍
	行政	276	73	71	30	9.2
	化学	(2) 21	(0) 4	(0) 3	(0) 2	10.5
	農業	(9) 24	(1) 8	(1) 8	(1) 2	12.0
	土木	(3) 20	(3) 17	(3) 16	(3) 9	2.2
	農業土木	(0) 5	(0) 4	(0) 4	(0) 2	2.5
	林業	(2) 6	(1) 3	(1) 3	(1) 3	2.0
	建築	(1) 5	(1) 3	(1) 3	(0) 2	2.5
	電気	(0) 13	(0) 9	(0) 9	(0) 3	4.3
	土木 (追加)	(1) 40	(0) 21	(0) 15	(0) 7	5.7
計		(116) 410	(20) 142	(19) 132	(12) 60	6.8
県職員 B	事務	(18) 50	(8) 21	(8) 20	(5) 7	7.1
	小計	(18) 50	(8) 21	(8) 20	(5) 7	7.1
市町村立小・中 学校事務職員	A	(122) 246	(16) 41	(16) 36	(10) 17	14.5
	B	(29) 80	(14) 40	(14) 40	(7) 15	5.3
	小計	(151) 326	(30) 81	(30) 76	(17) 32	10.2
計		(169) 376	(38) 102	(38) 96	(22) 39	9.6
身体障害者対象	県職員 (事務)	(4) 14	(4) 13	(4) 12	(3) 4	3.5
	市町村立 小・中学校 事務職員	(4) 13	(4) 13	(4) 12	(0) 2	6.5
計		(4) 14	(4) 13	(4) 12	(3) 6	2.3
岡山県職員等合計		(289) 800	(62) 257	(61) 240	(37) 105	7.6

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
岡山県警察官等 採用試験	警察官 A (男性)	人 561	人 368	人 332	人 129	倍 4.3
	警察官 A (女性)	124	84	77	28	4.4
	小計	(124) 685	(84) 452	(77) 409	(28) 157	4.4
	警察事務 職員 A	(173) 313	(50) 82	(47) 72	(20) 21	14.9
	計	(297) 998	(134) 534	(124) 481	(48) 178	5.6
	警察官 B (男性)	219	116	104	32	6.8
	警察官 B (女性)	52	28	26	9	5.8
	小計	(52) 271	(28) 144	(26) 130	(9) 41	6.6
	警察事務 職員 B	(41) 62	(19) 27	(13) 19	(1) 3	20.7
	計	(93) 333	(47) 171	(39) 149	(10) 44	7.6
	警察合計	(390) 1,331	(181) 705	(163) 630	(58) 222	6.0

(注1) ()内は女性で内数

(注2) 身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上

(2) 選考の状況

① 採用

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職		級	人	人	人	人	人	人	人
		9	2						2
		8		1					1
		7	2	2					4
		6	8	9					17
		5	1	3					4
		4	1	3					4
		3	3	4					7
		2							
		1	49		3				52
研究職		5							
		4							
		3							
		2							
		1			1				1
医療職	(一)	4							
		3	2						2
		2							
		1	4						4
	(二)	7							
		6							
		5							
		4							
		3							
		2	4	5					9
		1							
	(三)	6							
		5	1						1
		4	1						1
		3	1						1
2		4						4	
1									
公安職		9							
		8			1				1
		7			8				8
		6			10				10
		5			4				4
		4			6				6
		3			12				12
		2			2				2
		1							
計			83	27	47				157

平成26年9月26日 岡山県公報 第11622号

② 昇任

給料表	任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計	
行政職	級	人	人	人	人	人	人	人	
	9	5						5	
	8	12	3	1				16	
	7	22	4	1	3	1	1	32	
	6	72	20	5	3	1	1	102	
	5	112	17	9	1		1	140	
	4	151	21	10	3	1		186	
	3	55	16	16	3			90	
	2	54	13	16	3			86	
	1								
研究職	5	3						3	
	4	2		1				3	
	3	12		2				14	
	2	21		5				26	
	1								
医療職	(一)	4							
		3							
		2	3						3
		1							
	(二)	7	1						1
		6	6						6
		5	6						6
		4	4						4
		3							
		2							
		1							
	(三)	6	3						3
		5							
		4	1						1
		3							
2									
1									
公安職	9			9				9	
	8			10				10	
	7			15				15	
	6								
	5								
	4								
	3								
	2								
1									
計		545	94	100	16	3	3	761	

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成25年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成25年10月8日 岡山県人事委員会)

報告及び勧告のポイント

- 1 月例給、期末・勤勉手当（特別給）ともに改定なし
- 2 給与構造改革に伴う経過措置の廃止

1 民間給与との比較

(1) 月例給（職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較）

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均43.5歳]	較 差 (A) - (B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$	〈参考〉 較 差 (国)
371,623円	371,456円	167円 (0.04%)	76円 (0.02%)
			29,282円 (7.78%)

1. 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから274事業所を無作為抽出し、当該事業所の約8,800人の個人別給与を実地調査（調査完了率：90.7%）
2. 国の較差を示した表の下段は、給与減額支給措置による減額後の較差

※特例条例による給与の減額措置後の職員給与（本年4月分の給与を基に試算）

民間給与(A)	職員給与(C) [行政職、平均43.5歳]	(A) - (C) $\left(\frac{(A)-(C)}{(C)} \times 100 \right)$
371,623円	345,206円	26,417円 (7.65%)

<特例条例による給与の減額措置>

平成25年7月から平成26年3月までの間、給料及び管理職手当を減額して支給する措置が講じられている。

*給料（職員の職務の級に応じて4.77%~9.77%減額）

*管理職手当（10%減額）

(2) 特別給（昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較）
民間の支給割合 3.96月（職員 3.95月）

2 民間給与との比較に基づく給与改定

(1) 月例給

- ・民間との較差（0.04%）は小さいこと等から、給料表の改定を行わない

(2) 期末手当・勤勉手当（特別給）

- ・民間の支給割合とおおむね均衡していることから、改定を行わない

3 給与構造改革に伴う経過措置の廃止

- ・当該措置（現給保障）の対象者数は大幅に減少しており、国は本年度末で廃止されることから、早期に廃止することが適当
- ・廃止に当たって本県の実態や他県の状況等を考慮し、平成26年度は2分の1を減額し、平成27年4月1日に廃止
- ・この改定は、平成26年4月1日から実施

4 昇給・昇格制度

- ・国は制度改正を実施。他の都道府県では、半数が国に準じた昇格制度の改正を実施、昇給制度の改正を実施したのは数団体
- ・制度は国準拠が基本であるが、全体的な世代間の給与配分として検討する必要があることなどから、引き続き他県の動向等を注視しつつ、本県の実情も踏まえながら更に検討

5 給与制度の総合的見直し

- ・人事院が本年報告した給与制度の総合的見直しについては、国の動向を注視しつつ、他の都道府県の状況等も踏まえながら、必要な対応について検討

6 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・優秀な人材の確保に向けて、引き続き採用説明会等の募集活動の充実・強化が必要
- ・民間企業の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度以降の採用試験について、適切に対応
- ・職員が能力を最大限発揮できるよう、中長期的な視点に立ち、職員の意識改革と能力開発に取り組むことが必要
- ・不祥事根絶に向け、公務員としての自覚を促すとともに、高い使命感と倫理観を持って、全力で職務に精励できる環境づくりを強く推進すべき

(2) 人事評価制度

- ・昨年度から人事評価制度を本格実施している職員については、制度が円滑に機能するよう努めることが必要。また、試行中の教職員については、より学校現場に適した評価手法等について関係者間で協議を進め、早期本格実施に向けた取組を更に促進することが必要

(3) 女性職員の採用・登用

- ・更なる女性職員の職域拡大、管理職登用を進め、女性職員と男性職員が共にその能力を十分発揮できる働きやすい職場環境づくりに向けた積極的な取組が必要

(4) 仕事と生活の両立支援

- ・育児や介護との両立を支援する必要性が高まる中、既存制度を効果的に活用できる勤務環境の整備と職員の意識改革が重要
- ・男性の育児休業等の積極的取得に向け、本人や職場の理解を更に深めることが必要
- ・配偶者帯同休業制度については、国の動向を注視することが必要

(5) 総実勤務時間の縮減

- ・知事部局、教育庁や学校、警察などのあらゆる職場の管理監督者は職員の勤務時間管理、健康管理が自らの重要な職責であることを改めて自覚し、具体的対策に取り組むことが重要

(6) 心の健康づくり対策の推進

- ・精神疾患の未然防止や早期発見・早期対応に重点を置いた取組及び職場復帰や再発防止のための職場環境の整備や関係機関等の連携維持・強化が重要
- ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの予防・解決に向けた取組は、引き続き十分な対応が必要
- ・心の健康づくり対策を実効性のあるものとするため、常に、真に風通しの良い職場環境づくりが重要

(7) 高齢期の雇用問題

- ・雇用と年金の確実な接続を図るため、当面は現行の再任用制度により対応。その際、各任命権者において、職員への周知、希望等の把握や職域の拡大を進め、業務運営の実情を踏まえつつ、再任用職員の能力と経験を生かせる職務への配置に努めることが必要
- ・高齢期雇用を契機とし、60歳前も含めた人事管理全体について必要な検討を早期に行い、適切に対応することが必要

7 勧告実施及び適正な給与確保の要請

- ・労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、人事委員会勧告の実施及び民間準拠による給与の確保を要請

《参考1》平成25年の平均年間給与（行政職：平均年齢43.5歳）

減額措置前	減額措置後	減額前後の差
6,002千円	5,765千円	△237千円

《参考2》最近の給与勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当		平均年間給与	
	較差率	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成16年	△0.02%	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△0.41%	△0.37%	4.45月	0.05月	△0.5万円	△0.1%
平成18年	0.05%	—	4.45月	—	—	—
平成19年	0.42%	0.32%	4.50月	0.05月	3.7万円	0.6%
平成20年	0.08%	0.08%	4.50月	—	0.5万円	0.1%
平成21年	0.04%	—	4.15月	△0.35月	△13.0万円	△2.2%
平成22年	0.34%	0.33%	3.95月	△0.20月	△5.4万円	△0.9%
平成23年	0.19%	0.18%	4.00月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成24年	0.01%	—	3.95月	△0.05月	△1.9万円	△0.3%
平成25年	0.04%	—	3.95月	—	—	—

※ 平均年間給与の欄は、各年の勧告実施による増減を示したもの

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

	平成24年度末現在 未処理件数	平成25年度の 措置要求件数	平成25年度の 処理件数	平成25年度末現在 未処理件数
給 与				
旅 費				
勤 務 時 間				
休 暇				
執 務 環 境				
厚 生 福 利				
転 任				
任 用	1		1	
そ の 他				
計	1		1	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

		平成24年度末現在 未処理件数	平成25年度の 不服申立て件数	平成25年度の 処理件数	平成25年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職		1		1
	懲戒免職		1		1
	転 任				
	そ の 他	1		1	
	計	1	2	1	2

◎岡山県告示第四百九十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年岡山県告示第七十二号により指定した区域（以下「要措置区域」という。）の一部について指定を解除する。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定を一部解除する要措置区域

赤磐市上仁保字大坂九〇八番の一部及び同市上仁保字下り松六九八番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シスー一・二ージクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 備考

指定を一部解除する要措置区域の詳細は、省略し、当該要措置区域の台帳を岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供することによってこれに代える。

◎岡山県告示第四百九十二号

岡山県ふぐ調理等規制条例（昭和四十九年岡山県条例第四十二号）第七条第一号に規定するふぐの調理等に関する講習を次のとおり指定した。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定年月日

平成二十六年九月十六日

二 主催者の名称等

1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

2 主催者の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

3 受講の申込受付

県内の各食品衛生協会

4 受付期間

平成二十六年十月二十七日（月）から同年十一月五日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

三 講習日時

平成二十六年十一月三十日（日） 午前十時二十分から午後四時まで

四 講習会場

岡山県南部健康づくりセンター

岡山市北区平田四〇八番地一

五 講習の内容及び時間

1 ふぐの種類についての解説
六十分

2 ふぐの毒性についての解説
六十分

3 ふぐ処理の実演
三十分

4 食品衛生に関する知識及び衛生関係法規についての解説

平成26年9月26日 岡山県公報 第11622号

六
受講料
九十分
一万八百円

◎岡山県告示第四百九十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十六年九月十六日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

小西 均 肢体不自由

特定医療法人美甘会勝山病院

真庭市本郷一八一九

石井 雅之 肢体不自由、音声・言語・そしゃく

社会医療法人清風会日本原病院

津山市日本原三五二

那須 利憲 呼吸器

医療法人那須医院

瀬戸内市邑久町大窪一三十三

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

小田 皓二 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸

医療法人おだうじ会小田病院

井原市井原町五八二

厳 光 肢体不自由

医療法人げんクリニック

津山市東一宮二一八

松尾 豊 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸

医療法人千昌会松尾医院

新見市西方四六三一六

◎岡山県告示第四百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ひなたぼっこ

2 所在地

岡山県浅口市金光町占見新田二六五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人明光会

2 所在地

岡山県浅口市金光町佐方二一三〇

三 廃止年月日

平成二十六年十月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇七〇二

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町田淵字新田二二九二の一、二二九二の二、二二九二の四、二二九二の五、二三一〇の一、字堀田二三一一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

新見市千屋実字ホンタニ三八九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

（「次のおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四三〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらしき福祉の会

三 代表者の氏名

白木 三敬

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西岡一一四四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の方を対象に障害者に対する理解を深め、及び障害者の自立の為に雇用を広げ社会参加を推進していくことで社会福祉の増進を図ることを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四三一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゴダイドラッグ美作江見店
所在地 美作市川北字四反田一五九番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ゴダイ株式会社
住所 兵庫県姫路市綿町一〇四番地スクエアビル2F
代表者の氏名 代表取締役 浦上 晃之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ゴダイ株式会社
住所 兵庫県姫路市綿町一〇四番地スクエアビル2F
代表者の氏名 代表取締役 浦上 晃之
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年五月十二日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百三十・〇六平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 五十一台
(2) 駐輪場の収容台数 四十台
(3) 荷さばき施設の面積 四十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十・八七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午前零時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午前零時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十六年九月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市経済部商工観光課

〔四三二〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11346998709	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11346998709	種畜の名前の変更	美津久	久草2510
11346999232	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11346999232	種畜の名前の変更	伯之国	鳥路2541

〔四三三〕家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 大

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等 級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11076568128	リード テレサ ベースタ ー E T	ホルスタイン ソ種	H20. 6. 2	北海道中川郡 豊頃町	エメラルドブルーカーエス ユーターバクスター	アインリッチ テレサ スト A フタゴ	特級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛セソタ
10251916037	ナイークエーブ G I B ツブ スピード R E D E T	ホルスタイン ソ種	H20. 11. 3	北海道中川郡 幕別町	デュボック ミスター バーンス E T	ジュンアインツクク ント スペクトラ R E D E T	1級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛セソタ
10341307516	セントペール B W M リターノ	ホルスタイン ソ種	H20. 12. 3	北海道中川郡 幕別町	ハツピーライヴ B W アニー E T	モーニングビュー C V ジュリー E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛セソタ
10437606462	オムラ スイートイー ス ーク J E T	ホルスタイン ソ種	H21. 6. 14	北海道上川郡 剣淵町	アツゾルニス ジェット ストリーム E T	オムラ ボヌーブ ーリー E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛セソタ
10298009686	オムラ スイートイー デン シテイ	ホルスタイン ソ種	H21. 10. 25	北海道枝幸郡 枝幸町	ハピイースト アール ユス テンブター E T	オムラ マグ ストリー ー E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛セソタ
10362908655	セントペール マセラ ダイ ナミツク	ホルスタイン ソ種	H21. 11. 21	北海道中川郡 幕別町	N L B C エルフィン マセラテイ E T	セントペール モーテイ ー ダイアン	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛セソタ
10326708734	ウチ ロミオ バーム ロンリ ー	ホルスタイン ソ種	H21. 10. 26	北海道枝幸郡 枝幸町	エンセナダ タブー ラネット E T	ウチ ジュリエット ンリーソーサ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛セソタ
10317409695	キングスランソム S W デ インテイ E T	ホルスタイン ソ種	H21. 11. 4	北海道河西郡 更別村	エンセナダ タブー ラネット E T	キングスランソム オー マンテイインテイ E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛セソタ
10353208689	リリーヘル フラネット シ	ホルスタイン	H22. 1. 2	北海道勇払郡	エンセナダ タブー ラネット E T	ライジヨン ランス モ	2級	津山市宮部下415

	ユークリン ET	ソ種		安平町	ラネット ET	一ガチ ET		一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
10298009945	オムラ エーストロ	ホルスタイン ソ種	H22. 2. 25	北海道枝幸郡 枝幸町	ビュクソール ヴリシユ ET	オムラ カトリース トーリー ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
10251429698	J リード ヴウイ ヒーロー ラタゴ	ホルスタイン ソ種	H22. 2. 28	北海道中川郡 豊頃町	NLB C エルフィン ラセラライ ET	ライスター バツカイ ラウイ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
10495806125	HYS ミリオソ マロゼイ デス ショット ET	ホルスタイン ソ種	H22. 1. 11	北海道苫小牧 市	インゾラソトアモン リオソ ET	カーターズコーナー ヨット マロゼイ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11301043116	ル. マイエール CCM ス ーパー ET	ホルスタイン ソ種	H22. 11. 11	兵庫県南あわ じ市	シヤールスデール スー パーステイショソ ET	ミツフアールド CC M ユールドクインソ イユニア ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11318512582	グリーソバレー スーパー ソンドイー ET	ホルスタイン ソ種	H23. 4. 12	北海道河東郡 音更町	シヤールスデール スー パーステイショソ ET	ラウソトフイールド ラジュ ラキシソ ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11320707341	ラウソトフイールド スーパー ラツキソニー ET	ホルスタイン ソ種	H23. 5. 22	北海道中川郡 幕別町	シヤールスデール スー パーステイショソ ET	ラウソトフイールド ラジュ ラキシソ ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11317305086	エンドリツチ フラツク C P ロジヤ	ホルスタイン ソ種	H23. 10. 23	北海道天塩郡 天塩町	コムスター ローソリテ イ ET	エンドリツチ フラツク CP オーラン	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11335524032	LUXE ラソカス カーレ ツチ	ホルスタイン ソ種	H23. 10. 11	北海道空知郡 上富良野町	オーケーファーム ハー トラソカスター ET	LUXE ヤソツシユ クツキー AET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11338722145	ライウエーヴ スペース X ET	ホルスタイン ソ種	H24. 3. 24	北海道中川郡 幕別町	ジレット ウイソトゾル ツク ET	ライウエーヴク ビー ユールドクインソ イー ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11339603948	プログレス ライラソド カ ウス テルフホソス	ホルスタイン ソ種	H24. 4. 25	北海道勇払郡 安平町	ハイブリツジ レオ フ ソナタジスタ ET	PIC ミリオソ ミツ シー ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11367907001	リラファーム アドミラル ハンジヨー ET	ホルスタイン ソ種	H24. 8. 10	北海道川上郡 標茶町	スミスデン アドミラル ET	リラファーム ストリー ハンジヨー	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター

11399608006	エキスパート ブライル ET	ホルスタイン ソ種	H24. 8. 20	北海道河東郡 音更町	エンブロード ET	スタントンス ブレイズ ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11364410498	HMU ジュリー レビアン	ホルスタイン ソ種	H24. 8. 22	北海道枝幸郡 枝幸町	モーニングビュー レビ	ウチ ジュリエット ーナイナーンオー	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11358312746	イーストサイド スワージー ブルックリン ET	ホルスタイン ソ種	H25. 2. 13	北海道河西郡 更別村	ジレット ウインブブル ック ET	イーストサイド ブルイ スデール ジーパー フェエ クト ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11376609491	アイブ ラック ライム パー ビー ET	ホルスタイン ソ種	H25. 3. 16	北海道厚岸郡 浜中町	バーブ リー ブ ー ン ス ー ダ ン C R I E T	グレン デ イ ー ヘ イ ン グ ル バ ー ビ ー E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11376110829	HMU ガード マイラ	ホルスタイン ソ種	H25. 3. 16	北海道枝幸郡 枝幸町	コーブ ボ ス サ イ ト マ ツ セ イ E T	ウチ ジュ リエ ット コ ボ ルト ガ ー ド	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11376110836	HMU パラソル スバ	ホルスタイン ソ種	H25. 3. 26	北海道枝幸郡 枝幸町	ジレット テ イ ー ウ エ ー ブ ス パ イ ラ ル E T	ウチ ジュ リエ ット マ セ ラ ラ ブ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11414709039	リリー フ ア ー ム ア ウ ト ロ ー	ホルスタイン ソ種	H25. 4. 9	北海道勇払郡 安平町	コーブ ボ ス サ イ ト マ ツ セ イ E T	リリー フ ア ー ム ラ ン サ ー ブ ラ ネ テ ス E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11028800306	福安照	黒毛和種	H14. 2. 24	鳥取県東伯郡 琴浦町	福栄	もり ひら	特級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11199113168	茂花国	黒毛和種	H15. 12. 27	徳島県吉野川 市	第1花国	みつ い く 1 の 1	特級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11210414458	平茂紀	黒毛和種	H17. 1. 1	鳥取県鳥取市	平茂勝	のり こ 6 の 9	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11201409555	安久照	黒毛和種	H16. 3. 8	鳥取県東伯郡 琴浦町	安平照	ひさ ふ く	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11210401038	菊美津照	黒毛和種	H17. 3. 5	鳥取県東伯郡	美津照	みつ て る	特級	津山市宮部下415

				琴浦町					一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11210401823	菊知恵	黒毛和種	H17. 8. 19	鳥取県東伯郡 琴浦町	美津照	みつやす1の1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11232239817	安茂糸	黒毛和種	H18. 4. 4	鳥取県益田市	安茂勝	まきこ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11017813010	花平国	黒毛和種	H19. 4. 8	広島県神石郡 神石高原町	第1花国	よしかつ4	特級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11232014810	琴照安	黒毛和種	H18. 8. 18	鳥取県東伯郡 琴浦町	安平照	みつひら1130	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11232719654	美津隼	黒毛和種	H18. 4. 21	宮崎県小林市	美津照	はっこ1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11254792260	福照光	黒毛和種	H20. 9. 9	鳥取県東伯郡 琴浦町	福安照	みつやすひら	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11246940174	茂晴花	黒毛和種	H21. 7. 9	徳島県吉野川 市	平茂晴	みつ135の4	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11246476703	茂晴国	黒毛和種	H21. 7. 27	徳島県阿波市	平茂晴	みついく1の1	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11254792864	藤景福	黒毛和種	H21. 3. 23	鳥取県東伯郡 琴浦町	藤北景	かみふくさかえ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11254792925	隼晴	黒毛和種	H21. 3. 27	鳥取県東伯郡 琴浦町	平茂晴	やすはや1の1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11254792956	蘭丸	黒毛和種	H21. 3. 31	鳥取県東伯郡 琴浦町	安福勝	みつてる3	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	

10841763164	百合杉	黒毛和種	H21. 9. 23	広島県安芸高田市	百合茂	ひらなぎさ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10241430185	福紗英	黒毛和種	H20. 3. 17	鳥取県東伯郡 琴浦町	安福165の9	みつてるふく	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11258245922	八重花	黒毛和種	H21. 11. 6	鳥取県東伯郡 琴浦町	第1花園	やえこ3の8	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10255212890	栄北国	黒毛和種	H20. 9. 8	宮崎県小林市	第6栄	ゆいじん1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11254803096	勝茂晴	黒毛和種	H21. 2. 15	宮崎県小林市	平茂晴	よなひめ1の5	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11254803737	藤寿国	黒毛和種	H21. 7. 22	宮崎県小林市	寿恵福	ゆいじん1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10255212692	美津芳	黒毛和種	H20. 8. 22	宮崎県小林市	美津照	さちひめ7	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10676504383	百合清	黒毛和種	H21. 9. 17	宮崎県小林市	百合茂	まさふく3	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10841767841	福神照	黒毛和種	H21. 11. 19	広島県神石郡 神石高原町	福安照	あやみ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11259071605	福勝紀	黒毛和種	H22. 2. 25	鳥取県倉吉市	安福165の9	かつのりこ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11257894992	平安波	黒毛和種	H22. 3. 1	鳥取県鳥取市	平茂勝	しげふく1	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10244126221	安金次	黒毛和種	H22. 3. 25	鳥取県東伯郡	安福165の9	かねこ5	2級	津山市宮部下415

				琴浦町					一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11259328273	鶴雪久	黒毛和種	H21. 8. 24	島根県出雲市	安福久	つるみ2	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
10841251043	丸宮俊	黒毛和種	H22. 3. 2	兵庫県豊岡市	丸宮上井	よしみ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11261335429	福安隆	黒毛和種	H22. 9. 24	愛媛県宇和島市	福安照	まゆ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
10841780857	美津勝糸	黒毛和種	H22. 10. 2	広島県庄原市	勝忠平	みついとふく	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
10676505847	美津鶴山	黒毛和種	H22. 9. 5	宮崎県小林市	美津照重	うえふく3	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
10676505663	安勝隆	黒毛和種	H22. 8. 17	宮崎県小林市	安福勝	まつめいこ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
10853129323	福安日向	黒毛和種	H22. 10. 16	愛媛県大洲市	福安照	みゆき	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11299125429	泰茂晴	黒毛和種	H22. 12. 10	鳥取県鳥取市	平茂晴	しげふく	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11342808590	智光平	黒毛和種	H23. 4. 24	広島県三原市	光平照	ちえこ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11342807012	野村栄	黒毛和種	H23. 5. 8	広島県庄原市	茂勝栄	みつふくのむら4	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
10841687361	隆重安	黒毛和種	H23. 5. 10	島根県仁多郡奥出雲町	隆之国	ふくむすめ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	

11342810166	美津花園	黒毛和種	H23. 10. 1	広島県三次市	第1花園	よしの1	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11335567770	宮福照	黒毛和種	H23. 5. 1	兵庫県養父市	丸宮上井	のぞむ2	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11350427269	泰百合	黒毛和種	H24. 1. 14	鳥取県倉吉市	百合茂	しげふく	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11340840790	光平杉	黒毛和種	H24. 1. 17	広島県安芸高田市	光平照	5しばらぎ1の5	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10270096123	安平光	黒毛和種	H23. 4. 8	鳥取県東伯郡琴浦町	北平安	やすひらみつ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10270096604	安秀照	黒毛和種	H23. 8. 28	鳥取県東伯郡琴浦町	安秀 1 6 5	ふじてる2	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11334475113	勝利花	黒毛和種	H23. 2. 6	岡山県新見市	新初英	はやみ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11342824507	美津花勝	黒毛和種	H24. 3. 28	広島県三次市	勝忠平	みつはな2	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11340321114	福芳山	黒毛和種	H23. 6. 3	兵庫県美方郡新温泉町	芳山土井	ひさふく	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10270096314	福知恵	黒毛和種	H23. 7. 29	鳥取県東伯郡琴浦町	菊知恵	みつてるひら3	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11362497507	美恵福	黒毛和種	H24. 3. 13	鳥取県東伯郡琴浦町	北乃大福	きくみえ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11362497538	光福久	黒毛和種	H24. 3. 14	鳥取県東伯郡	光平照	あゆみ	1級	津山市宮部下415

				琴浦町					一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11362497675	福美津照	黒毛和種	H24. 3. 30	鳥取県東伯郡 琴浦町	福安照	みつてる3	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
10858130560	芳福国	黒毛和種	H24. 7. 6	愛媛県大洲市	芳之国	やすざくら1	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11360533818	光平安	黒毛和種	H24. 9. 23	広島県安芸高 田市	光平照	かやのいとう	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11336286922	藤芳鶴	黒毛和種	H24. 1. 8	兵庫県朝来市	千代藤土井	しげよし	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11362497644	奥茂福	黒毛和種	H24. 3. 29	鳥取県東伯郡 琴浦町	奥安福	かみひら1の1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11362498023	百合茂照	黒毛和種	H24. 8. 12	鳥取県東伯郡 琴浦町	百合茂	てるひめ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11362498191	福安照久	黒毛和種	H24. 8. 29	鳥取県東伯郡 琴浦町	福安照	みつひさ1の1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11346267935	晴勝安	黒毛和種	H25. 3. 26	広島県安芸高 田市	平茂晴	ひらなぎさ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11346998952	清平照	黒毛和種	H25. 3. 9	鳥取県東伯郡 琴浦町	光平照	たけこ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11337293738	千秋重	黒毛和種	H25. 5. 13	香川県観音寺 市	美津照重	ちあき	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11389206717	奈津百合	黒毛和種	H25. 4. 1	岡山県岡山市	百合茂	なつみ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	

11346254355	智平茂	黒毛和種	H25. 5. 5	広島県三原市				級外	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11016533094	新初英	黒毛和種	H17. 7. 7	岡山県真庭郡 新庄村	沢茂勝	しんはつひめ		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11230601128	北盛栄	黒毛和種	H19. 3. 3	岡山県真庭市	第5北盛	としさかえ6の1		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11235797529	美盛光	黒毛和種	H19. 8. 18	岡山県美作市	第5北盛	みつひかり		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11246150986	美咲鶴	黒毛和種	H20. 5. 15	岡山県久米郡 美咲町	平鶴	らくらくみ		特級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11246796382	沢利姫	黒毛和種	H20. 12. 24	岡山県久米郡 美咲町	沢茂勝	としひめ		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11248130429	義勝成	黒毛和種	H21. 7. 25	岡山県井原市	花茂勝2	第10はせがわ1		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11249022433	姫糸藤	黒毛和種	H21. 10. 10	岡山県真庭市	糸藤 (岡山)	しんはつひめ1		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
10853466251	千代花桜	黒毛和種	H22. 6. 1	岡山県新見市	千代桜	とし4		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11259831391	千代玉	黒毛和種	H22. 9. 16	岡山県新見市	千代桜	よしたま8		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11251823554	藤沢茂	黒毛和種	H22. 10. 8	岡山県真庭市	沢茂勝	まさみ5		1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11338954799	黒金糸藤	黒毛和種	H23. 3. 29	岡山県久米郡	糸藤 (岡山)	としはつはな5		1級	久米郡美咲町北2272

				美咲町					岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11015115031	新高水	黒毛和種	H23. 3. 21	岡山県津山市	新糸藤	たかみず81	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	
11336520965	美咲秋藤	黒毛和種	H23. 12. 19	岡山県新見市	茂洋	第8あきふじ	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	
11337144092	茂花矢	黒毛和種	H23. 12. 19	岡山県津山市	茂洋	しんはなや7	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	
11345946688	新岡光81	黒毛和種	H24. 8. 8	岡山県新見市	茂洋	たかみず81	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	
11354655748	花千代	黒毛和種	H24. 8. 19	岡山県久米郡 美咲町	千代桜	はなはな	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	
11405010434	新百合	黒毛和種	H25. 5. 15	岡山県真庭郡 新庄村	百合茂	しんはるいつみ	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	

〔四三五〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 四六六式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年七月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社

岡山市北区下中野二三六番地六

五 落札金額

三六、一七九、〇二八円（うち消費税額及び地方消費税の額二、六七九、九二八円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十六年六月十三日

〔四三六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

庁用自動車リース 七〇台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年八月七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社トヨタレンタリース岡山

岡山市北区厚生町一丁目三番一九号

五 落札金額

一六〇、五〇五、七一二円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、八八九、三一二円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十六年六月二十七日

〔四三七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年九月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ナノインデントー 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年八月八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社三ツワフロンテック

倉敷市老松町三丁目八番七号 ビバリーガーデン老松

五 落札金額

四九、八六三、六〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六九三、六〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十六年六月二十七日

◎岡山県選管告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年九月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三六九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、〇五三
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	数	八一、四三三	選挙区	数	九、二八五
				高梁市		

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、〇一五	一六、〇七七	一四、五七〇	一七、七五八	三三、〇一六	一三一、二〇九	四五、一五二	二六、一八八	三八、二七五
久米郡	勝田郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
五、八七四	四、七八九	一二、九九四	八、八九一	一三、八二五	一二、一四二	一〇、六〇七	一四、六六三	九、〇四九

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年九月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

以上の市町村等の区域を単位として設けられた支部

次世代の党岡山県支部連合会

平沼 赳夫

福井 慎二

岡山市北区蕃山町三―三〇吉備システム蕃山町ビル六〇二号室

○ 平成二六・八・一

自由民主党岡山県岡山市第十七支部

川本 浩一郎

横 敬次

〃 南区福田五四四―一

○ 〃 八・二八

日本維新の会岡山県総支部

片山 虎之助

赤澤 幹温

〃 北区富田町二―五―一サンジェル

○ 〃 八・一

マン富田町二〇一

日本維新の会倉敷市支部

赤沢 幹温

守屋 光信

倉敷市玉島勇崎八〇四

○ 〃 〃

ロ 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類

届出年月日

以上の市町村等の区域を単位として設けられた支部

次世代の党衆議院岡山県第三支部

平沼 赳夫

西岡 純子

津山市大田八―一―一

衆議院議員

○ 平成二六・八・一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

岡田かんじ後援会

岡田 幹司

岡田 照子

岡山市北区久米三六四

平成二六・八・二二

コスモスの会
ささき勝正後援会
千田昌寛後援会
TKC加藤勝信政経研究会

津本良三
佐々木勝正
千田昌寛
黒崎安博

草地弘子
佐々木勝正
岡浩司
平田精宏

津山市北町一八一三
岡山市中区国富七三四
総社市下林八二一
井原市上出部町四五〇

” ” ” ”

八・二八
八・一八
八・二一
八・四

◎岡山県選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年九月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党21世紀岡山をつくる会

主たる事務所の所在地

岡山市南区福田一〇一五―一九

岡山市南区内尾二二九―一四

平成二六・八・八

〃

代表者

佐々木 功

佐藤 光彦

〃

〃

会計責任者

黒住 敏雄

佐藤 光彦

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

いばらぎ隆太後援会

代表者

杉岡 芳昭

斎藤 忠幸

平成二六・八・二九

〃

会計責任者

中山 龍徳

田中 三郎

〃

岡山県酪農政治連盟備前支部

代表者

松崎 隆

入江 善康

〃

〃

会計責任者

安富 照人

草地 勝弘

〃

コミュニティ福祉研究所

政治団体の名称

コミュニティ福祉研究所

あや大介後援会

〃

近藤吉一郎後援会

主たる事務所の所在地

津山市山方一九五―二六

津山市小原四二―一四

〃

〃

代表者

松村 丞二

室井 幸男

〃

竹之内のりお後援会

会計責任者

青井 正義

水嶋 昌康

〃

TKC平沼赳夫政経研究会

代表者

浅野 幹夫

鍋島 英夫

〃

隆友会

会計責任者

中山 龍徳

田中 三郎

〃

◎岡山県選管告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年九月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

太陽の党岡山県第三選挙区支部

福井慎二

平成二六・八・二六

日本維新の会岡山県総支部

平沼赳夫

〃 七・三一

日本維新の会衆議院岡山県第三選挙区支部

平沼赳夫

〃 〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

大西国昭後援会

横山利昭

平成二六・八・二六

◎岡山県選管告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十六年九月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
岡田 幹 司	岡山県議会議員	岡田かんじ後援会	岡山市北区久米三六四	岡田 幹 司	平成二六・八・二一
佐々木 勝 正	岡山市議会議員	ささき勝正後援会	〃 中区国富七三四	佐々木 勝 正	〃 八・一八

◎岡山県選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年九月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出事項の
異動の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

綾 大介

岡山市議会議員

コミュニティ福祉研究所

政治団体の名称

コミュニティ福祉研究所

あや大介後援会